

平成24年4月5日

各都道府県

建築行政主務部担当官 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課

### 建築確認申請窓口における建築士定期講習の受講等の注意喚起の実施について(依頼)

日頃より建築行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

さて、建築確認申請窓口における建築士定期講習の受講等の注意喚起の実施については、平成24年3月6日付け事務連絡により同月31日までの対応を依頼し、関係の方々には多大なご協力をいただいているところですが、この期日を経過しましたので、同年4月以降の対応として下記のとおり（下線は、3月6日付け事務連絡からの主な変更部分）、実施いただくとともに、貴管下特定行政庁建築確認担当部局及び都道府県知事指定確認検査機関にも協力依頼し実施していただくようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 建築確認申請書の提出等のため特定行政庁又は指定確認検査機関の窓口担当を訪れる建築士事務所の担当者、建築士事務所登録・更新申請の提出や建築士登録関係手続等のため貴都道府県、指定事務所登録機関又は指定登録機関の窓口担当を訪れる建築士事務所の担当者等に対し、
  - ① 当該建築士事務所に所属する建築士で平成24年3月31日に受講期限を迎えるものが既に建築士定期講習を受講したかどうか、受講していない場合は直ちに受講をする必要があります、受講しないままの場合、建築士法の規定に基づき国土交通大臣または都道府県知事による懲戒処分の対象となる旨
  - ② 当該建築士事務所に所属する構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士で平成24年3月31日に受講期限を迎えるものが既に構造/設備設計一級建築士定期講習を受講したかどうか、受講していない場合は直ちに受講をする必要があります、受講しないままの場合、建築士法の規定に基づき国土交通大臣による懲戒処分の対象となる旨
  - ③ 当該建築士事務所は直近の業務報告書を提出したかどうか、未提出の場合には建築士法第41条の規定により、30万円以下の罰金に処せられる場合があり、また、都道府県の指導等にも関わらず未提出のままの場合には監督処分の対象となる旨を伝達。
- 2 必要な場合には、建築士定期講習の実施、構造/設備設計一級建築士定期講習の実施及び業務報告書の

提出に関する情報が一般社団法人新・建築士制度普及協会のホームページ等で公開されている旨、伝達。  
この際、別添の資料を配布等し活用することは可能。

(参考) 定期講習の受講状況(平成24年3月末の状況)

(建築士定期講習)

建築士事務所に所属する建築士数*(平成24年3月時点)	228,884人
講習 修了済 (平成23年2月末までの開催分)	180,321人 (78.8%)
講習 申込済 (平成24年3月以降開催分)	17,536人 (7.7%)
講習 <u>未修了・未申込</u>	31,027人 (13.6%)
うち法施行日に建築士試験に合格していたもの	<u>27,279人 (11.9%)</u>

\* 建築行政共用データベースに入力されている所属建築士の数 (所属建築士のデータ入力は任意であるため参考値である)

(構造／設備設計一級建築士定期講習) (平成20年度修了の講習受講対象建築士)

<u>構造設計一級建築士</u>	7,753人
講習 修了・申込済	7,661人 (98.8%)
講習 <u>未申込</u>	<u>92人 (1.2%)</u>
<u>設備設計一級建築士</u>	3,185人
講習 修了・申込済	3,069人 (96.4%)
講習 <u>未申込</u>	<u>116人 (3.6%)</u>

(連絡先) 国土交通省 住宅局 建築指導課 篠崎、畑中

TEL 03-5253-8111 (内線39-539、39-527)

## 定期講習の受講について

### <一級建築士、二級建築士、木造建築士の定期講習>

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

改正建築士法の施行日(平成20年11月28日)において建築士試験に合格しており、施行日において現に建築士事務所に所属していた建築士及び施行日から平成24年3月31日までに建築士事務所に所属した建築士は、初回の定期講習を平成24年3月31日までに受講しなければなりません。

また、平成21年3月31日までに定期講習を受講した建築士も、2回目の定期講習を平成24年3月31日までに受講しなければなりません。

受講義務があるにも関わらず、まだ受講をしていない場合は、直ちに受講をする必要があります。定期講習が未受講のままの場合、懲戒処分の対象となります。

### <構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の定期講習>

建築士法の規定により、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士は、登録講習機関が行う「構造設計一級建築士定期講習」又は「設備設計一級建築士定期講習」を3年ごとに受講しなければなりません。

これらの定期講習は、「一級建築士定期講習」と異なり、建築士事務所に所属しているか否かに関わらず、全ての構造/設備設計一級建築士に受講義務があります。

平成20年度に構造/設備設計一級建築士講習を修了し、その後構造/設備設計一級建築士となった方は、平成24年3月31日までに、定期講習を受講しなければなりません。

受講義務があるにも関わらず、まだ受講をしていない場合は、直ちに受講をする必要があります。定期講習が未受講のままの場合、懲戒処分の対象となります。

なお、申し込み・講習に関する問い合わせについては、各登録講習機関へ直接ご連絡ください。

### <登録講習機関一覧>

講習機関名	実施している講習	ホームページ
(財)建築技術教育普及センター	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	<a href="http://www.jaeic.or.jp/">http://www.jaeic.or.jp/</a>
(株)日建学院	一級、二級	<a href="http://www.nik-g.com/">http://www.nik-g.com/</a>
特定非営利活動法人 住宅福祉サービス	一級、二級、木造	<a href="http://www.jfs2001-2.com/">http://www.jfs2001-2.com/</a>
(株)総合資格学院法定講習センター	一級、二級	<a href="http://www.shikaku-center.jp/">http://www.shikaku-center.jp/</a>
ビューローベリタスジャパン(株)	一級、二級	<a href="http://www.bvjc.com/">http://www.bvjc.com/</a>
特定非営利活動法人 東京土建 ATEC	一級、二級、木造	<a href="http://www.doken-atec.jp/">http://www.doken-atec.jp/</a>
特定非営利活動法人 埼玉土建建築支援センター	一級、二級、木造	<a href="http://kenchikushiencenter.jp/">http://kenchikushiencenter.jp/</a>
(株)ERI アカデミー	一級、二級	<a href="http://www.a-eri.co.jp/">http://www.a-eri.co.jp/</a>
(株)確認サービス	一級、二級、木造、構造一級、設備一級	<a href="http://www.kakunin-s.com/">http://www.kakunin-s.com/</a>

## 業務報告書の提出について

建築士法第23条の6の規定により、建築士事務所の開設者に対し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、設計等の業務に関する報告書（業務報告書）の提出が義務付けられています。

報告書を提出しなかった場合、あるいは虚偽の記載をして報告書を提出した者は、建築士法第41条により、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

また、都道府県の指導等にも関わらず未提出の場合には監督処分の対象となります。

未提出の業務報告書（平成19～22年度分）がある場合は直ちに提出して下さい。提出先につきましては、事務所所在地の都道府県等にお問い合わせください。

なお、業務報告書の第三面にある「所属建築士名簿」には、当該事業年度内に建築士事務所に属した全ての建築士を記載してください。管理建築士も建築士事務所に属している建築士となるので報告書に記載してください。所属建築士名簿に記載のない建築士は、業として設計・工事監理等を行うことはできません。

改正建築士法に関する情報、関連のQ&Aは、以下のホームページをご参照ください。

一般社団法人 新・建築士制度普及協会 <http://www.icas.or.jp/>